



写真12 中央部が盛り上がりながら、緩やかにカーブする事件現場の歩道。

ウ．歩道片側の斜面による壁の形成（回避行動の制限＝Point9）

やはり先の第1事件と同様、本歩道は山（丘）を今度は横に削る様にして造成されている。そのため、被害少女が歩いてきた側（以下、左側と呼ぶ）は、上から山（丘）の斜面が被さって来ており、その斜面の上には山を切り開いて公園が造成されている。公園から歩道に向けての斜面は管理が全くなされておらず、そのため藪状の斜面が形成されてしまっている。

それだけでなく、その基部は、コンクリートがスカート状に固めており、この部分を低年齢な小学校の児童が急に乗り越えることは、ほとんど不可能な状態に在る（写真13）。

こうした第1事件現場と同様な状況のため、不審者の急な接近に対し、この左側に回避行動を取る空間的余裕が無かった（駆け上がらねばならない。また駆け上がるには、斜面の藪とコンクリートのスカート状の基部がそれを不可能とした）ことが事件発生に寄与したと考えられる。

団地街には、住民のための公園が造成されるが、造ること、造る位置もさることながら、その継続的な維持管理の重要性がより強調される。



写真13 大人でも手をかけねばあがれない。また、頭上に伸しかかる様な藪、電信柱部分の歩道への張り出しにも注目。

エ．歩道片側の崖の形成（回避行動の制限＝Point10）

先に述べた様に本歩道は、山（丘）を横に巻き上げ削る様にして造成され、全体としてなだらかな登り勾配状となっている。しかし、理由は不明であるが、この事件が発生した歩道区間部分だけ、勾配が急となり頂上を形成する様な状態になっている。

このため、歩道の設置された山（丘）の下方部に位置する市街地幹線道路と歩道は、一番高いところで1 m以上の高低差を造ってしまっている。この高低差によって生じる通行人や自転車等の転落事故を防止するため、この事件発生現場の歩道区間だけ、鉄製の柵＝ガードレール（大人の胸丈）が設置されている。

こうした車道からの高さでガードレールは、この歩道を利用する通行人の行動を大きく制約する。

反対側の左側の藪の斜面に回避することはできない。しかし、反対側の幹線道路側に飛び降りて回避するには、車道まで高さがあり怖く、